



information

## 市税等収納向上

問合せ

納税係 ☎32-2219

## 新型コロナウイルス感染症の影響で 市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、 介護保険料の納付が困難な方へ

事業の休廃止、失業などの理由で著しく収入が減少して生活が困難となり、一時的に税金や保険料を納付することができなくなった場合は、申請することで「支払いを猶予」、または「減免」できる制度があります。

※税金と保険料金それぞれに、要件や審査基準、適用される期限など一部異なりますのでご注意ください。

## 市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料など

納期限から1年以内に限り猶予の申請が可能  
→決定後、本来の納期限から1年間猶予

申請先・窓口  
納税係  
☎32-2219

### 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料 (全額減免・一部減免に該当する場合)

## 【主たる、生計維持者】

死亡または重篤な傷病を負った世帯→全額減免

事業収入等の減少が見込まれる世帯→一部減免

## 申請先・窓口

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 … 国保賦課徴収係  
☎32-2214

介護保険料 … 介護保険係  
☎32-2217

## 【今月の納税】

|            |            |
|------------|------------|
| 市道民税       | 第2期        |
| 国民健康保険税    | 第2期        |
| 後期高齢者医療保険料 | 第2期        |
| 介護保険料      | 第3期        |
| 納期限        | 8月31日(火)まで |

## 必要書類など

- 申請書(各担当窓口にあります)
- 収入や預貯金などがわかる資料  
※提出が難しい場合は口頭も可  
※法人の場合、税理士事務所にご提出の法人事業概況説明書などで代用可
- 印鑑
- 医師の診断書など(死亡または重篤な傷病を負った世帯の場合)



information

## 医療保険

問合せ

医療保険係 ☎32-2214

## 国民健康保険の

## 『限度額適用・標準負担額減額認定証』と 『限度額適用認定証』が新しくなります！

現在ご使用の『限度額適用・標準負担額減額認定証』および『限度額適用認定証』は8月以降は使用できません。

- 8月以降も認定証が必要な方は、市民生活課医療保険係へ確認、申請してください。
- 期限の切れた認定証は回収しますので、あわせてお持ちください。
- 世帯の中に確定申告を行っていない方がいた場合、申告後の申請・発行となりますので即日発行ができない場合があります。

## ■申請・更新に必要なもの

- ①被保険者証
- ②印鑑
- ③マイナンバーカードまたは通知カード
- ④本人確認できる運転免許証など写真つきのもの  
1点または公的医療保険の被保険者証(健康保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳など官公庁が発行したもの2点)  
※いずれも有効期限内のものに限ります。  
※マイナンバーカードをお持ちの方は、写真付き1点として本人確認できます。  
※代理人が手続きされる場合、世帯主・対象者の申請・更新に必要なもの(上記)のほかに、代理人の方の身元確認できるものが必要となります。



## 災害に備えましょう 準備品 チェックリスト

問合せ 防災対策係 ☎32-2211

### 非常用持ち出し袋(避難の際に持ち出すもの)

- ☐ 水
- ☐ 食品(レトルト食品、乾パンなど最低3日分)
- ☐ 防災用ヘルメット
- ☐ ティッシュ、ウェットティッシュ
- ☐ マスク、手指消毒用アルコール
- ☐ 懐中電灯、携帯ラジオ(手動充電式が便利)
- ☐ マッチ、ろうそく
- ☐ 救急用品
- ☐ 軍手
- ☐ 洗面用具
- ☐ タオル
- ☐ レインウェア
- ☐ 携帯用トイレ
- ☐ 衣類、下着



### 赤ちゃんがいる家庭の備え

- ☐ 紙おむつ
- ☐ ミルク  
(キューブタイプ、液体タイプ)
- ☐ 使い捨て哺乳瓶
- ☐ お尻ふき



### 女性の備え

- ☐ 生理用品
- ☐ 中身の見えないゴミ袋



### 高齢の方がいる家庭

- ☐ お薬手帳のコピー
- ☐ 入れ歯洗浄剤



### 備蓄品(おうちに備えておくもの)

- ☐ 食料や水(最低3日分、できれば1週間分)×家族分
- ☐ 生活用品(ティッシュ、トイレットペーパー、ラップ、ゴミ袋、携帯用トイレなど)



出典：首相官邸ホームページから  
一部抜粋



## information 年金

### 申込み・問合せ

戸籍年金係 ☎32-1823  
砂川年金事務所 ☎52-2144

## 国民年金保険料の追納をお勧めします！

老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。

納付猶予や学生納付特例の期間は年金の受給資格期間として計算されますが、年金額には反映されません。後から納付(追納)することにより、老齢基礎年金額を増やすことができます。また、社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減されます。



### 【お知らせ】

口座振替での令和3年における6カ月前納(令和3年10月～令和4年3月分)のお申し込み締め切り日は**8月31日(火)**まで

### 【注意事項】

- 追納ができるのは承認された月の前10年以内の免除等期間に限りです。
- 承認された期間のうち原則古い期間の分から納付していただきます。
- 3年度目以降に追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。